

春合宿第3問

甲は午後11時頃、三重県所在の飯場において日頃から恨みに思っていたAの頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちにし、内因性高圧性橋脳内出血を起こさせ、その結果意識不明の状態に陥らせた。その後、甲はAを大阪市住之江区南港所在の建築会社の資材置き場に車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、深夜0時頃、日頃から痛めつけてやりたいと思っていたAが倒れているのを見つけた乙は角材をもちいてAの頭部を数回振り下ろす形で殴打して立ち去った。

そして、午前1時頃、Aは内因性高圧性橋脳内出血により死亡した。なお、乙の行為は既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度であった。

甲及び乙の罪責を検討せよ。